

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [職員団体の団体交渉](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

職員団体の団体交渉

職員団体の団体交渉

1 職員団体の団体交渉

職員団体は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し、国及び地方公共団体の当局と交渉を行うことができます。しかし、国及び地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項（管理運営事項＝行政の企画、立案及び執行、組織、定数、予算の編成等）は、交渉の対象とすることはできません。（国公法108条の5、地公法55条）

2 団体協約締結の禁止

職員団体は、国及び地方公共団体の当局との間で団体協約を締結することはできません。（国公法108条の5、地方公務員法第55条）

3 交渉当事者

交渉は当局と職員団体との間で行われます。

当局とは、交渉事項に関し適法に管理し、又は決定できる国及び地方公共団体の当局としています。（国公法108条の5、地公法55条）

職員団体とは、国においては登録された職員団体とし、未登録の職員団体は国公法上交渉に必ずべき義務はないが、みだりに交渉申し入れを拒否することはできないものとされています。

地方公共団体においては、職員団体であれば勤務条件について当局と交渉するという行為能力を有するものと解し、登録の有無に関わらず交渉能力を有するとされています。

4 予備交渉

交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければなりません。

交渉に当たっては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行ないます。（国公法108条の5、地公法55条）

このような事前の取り決めを予備交渉といいます。予備交渉を経ない本交渉の申し入れに対して、当局は交渉応諾義務を負わないものとされています。

5 書面による協定(地方公務員のみ存在)

職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができます。（地公法55条9項）

この協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければなりません。（地公法55条10項）

すなわち、書面による協定は、職員団体及び当局に対してその内容を執行させる法的拘束力を有しているわけではなく、あくまで両者に対して道義的な義務を課しているに過ぎません。これは、職員の勤務条件については、執行機関単独あるいは労使間の合意によって決めることはできず、法律または条例によって定められるものであることを意味しています。なお、国家公務員にはこのような制度は設けられていません。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.